

事例研究～中国ビジネス法務

(第100回)

**商務部が「経営者の集中にかかる審査弁法」を発表
ポイントと経営者集中審査の法執行動向**

北京市大地法律事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳



商務部は、2017年9月8日に「経営者の集中にかかる審査弁法(改訂草案意見聴取稿)」(以下「弁法改訂案」と言う)を公布し、パブリックコメントを求めました。この改訂案は、2010年1月1日から施行されている「経営者の集中にかかる審査弁法」と「経営者の集中にかかる申告弁法」(以下「現行弁法」と総称する。)の一本化を図るもので、経営者集中にかかる審査の申告基準及び申告手順について、さらなる整備と改善がなされています。今回は、この改訂案の要点と影響について解説いたします。

◇日系企業が「現行弁法」への違反となりかけた例

A社は、日本国内で専用機器を製造する大手企業である。2017年1月、A社と日本国内で電子製品を製造するB社が、新たに共同経営子会社C社を日本に設立し、専用機器の電子制御パーツ事業を行うことにした。関連手続きは、契約で約定した通りA社が行うこととなった。

以下の理由から、A社は中国の状況を確認する前に、C社の設立に関する協議をB社と締結し、実質的手続きを進めていた。

- A社で米国、EU及び日本の独占禁止監督管理機関に事前の相談を行い、これらの国と地域で独占禁止審査を申請する必要がないことが確認されていた。
- C社事業の早期開始が迫られていた。
- 「現行弁法」においては、共同経営子会社の設立について申告の要否が明確に規定されていなかった。ところが、中国の弁護士と確認したところ、このケースは、「契約等の方法により、その他の経営者に対する支配権を取得する」状況(中国独占禁止法第5条)に当たると商務部に判断されるため、当該プロジェクトは、中国の商務部への独占禁止申告を行うべきであり、申告しなければ行政処分を受けることになるとわかった。これを受け、急きょA社ではC社の設立手続きをいつたん停止することとなり、弁護士のサポートのもとで緊急の対応を行ったことで、違法となる事態が回避された。

◇「弁法改訂案」のポイント

現行の「経営者の集中にかかる審査弁法」と「経営者の集中にかかる申告弁法」を一本化することのほか、「弁法改訂案」には以下の要点が含まれています。

1. 「経営者の集中」の状況が明確に示された。

- 持分及び資産の買収以外に、市場取引収益をもたらしうる財産、業務、権利等の構成部分に関わる場合についても、経営者の集中行為を構成する可能性がある。
- 経営者が新たに共同経営会社を設立する場合と、設立後の2者以上の経営者が共同で当該共同経営会社を支配する場合は、経営者の集中を構成する。

2. 「支配権の取得またはその他の経営者に決定的な影響を及ぼす」ことをどう判断するかが明確に示された。

- 総合的判断の原則を採用する。
- 取引協議及び経営者の定款等、法的文書を主要な証拠とする。
- 取引前後における経営者の持分構造及び変化等、複数の要素を総合的に考慮する。

3.「集中に参与する経営者」は、申請基準に達するかどうかを判断する上で重要な概念となるが、不明確であったその含意が「弁法改訂案」により明確化された。

- 経営者の合併においては、合併の各当事者を集中に参与する経営者とする。
- 経営者が新たに共同経営会社を設立する場合、新設される共同経営会社を共同で支配する経営者を集中に参与する経営者とし、新設される共同経営会社は集中に参与する経営者としない。
- その他、単独または共同で支配する場合において、集中に参与する経営者の判断原則(複数項目)を挙げた。

4. 申告基準に達していない経営者集中について、商務部は集中の実施を停止するよう要求し、期限を設けて持分または資産等を処分させる権限を持つ。

→本項の規定によって商務部の権限が大幅に拡大されることになりますが、上位の法律による十分な根拠の有無や、最終的に正式な法規となり得るかどうかについては、今後も注意して見守る必要があります。

◇日系企業へのアドバイス

「弁法改訂案」が正式に法規として施行されると、日系企業が世界各地で共同経営会社を新たに設立したり、M&A、資産または業務の買収活動を実施する上で、重要な影響がもたらされることになります。審査基準や手続きの明確化により、企業が自身の法的義務について判断しやすくなる一方で、申請手続きに際してはより高い対応能力が求められるようになるため、十分な注意を払うとともに、弁護士と綿密に相談して確認を行うことで、対応時のコンプライアンス確保を心がけたいものです。

重慶長安汽車、25年の内燃エンジン車販売停止を宣言

中国重慶市の国有自動車メーカー、重慶長安汽車は19日、北京で開幕した省エネ・新エネルギー車の見本市で、2025年までに内燃エンジン自動車の販売を停止すると宣言した。第一財経が伝えた。

同社は20年までに新エネルギー車専用のプラットフォームを完成し、25年に内燃エンジン車の販売を停止する。また25年までに電気自動車(EV)21モデル、プラグイン・ハイブリッド車(PHV)12モデルを発表する。

同社は、新エネルギー車分野に1000億元を投資する計画。うち動力用電池分野が300億元、充電施設関連サービス分野が200億元、新エネルギー車用プラットフォームが100億元、新エネルギー車の研究開発(R&D)が400億元となる。

見本市は2017年第5回)中国国際省エネ・新エネルギー車展覧会、省エネ・新エネルギー自動車成果展(IIEVChina 2017)といい、中国国際貿易促進委員会機械業分会などの主催で21日まで開かれた。(時事)

拓普集団、四川などのシャシーメーカー2社買収

中国浙江省寧波市の自動車用ゴム部品メーカー、寧波拓普集団は19日の公告で、高強度鋼板製の自動車用シャシー製造を専門とする浙江家力汽車部件有限公司(浙江省金華市)と四川省福多納汽車部件有限公司(四川省遂寧市)の2社の株式100%を買収すると発表した。

買収価格は計6億4200万元(約109億円)。2社の株式を所有する個人2人から買い取る。

拓普集団は、アルミ合金製のシャシーの開発に成功しており、シャシー製品のラインアップの充実を2社買収の目的に挙げた。(時事)

景嘉、画像処理チップ強化=増資で資金調達―湖南省

23日付の中国紙、中国証券報(A7面)によると、深セン証取の新興企業向け市場「創業板」に上場する半導体デバイスの長沙景嘉微電子(湖南省長沙市)は、機関投資家などを対象に新株を発行し、最大13億元を調達する方針だ。

